様式第１号（第３条関係）

墓地等経営許可申請書

年　　月　　日

糸島市長　様

申請者　住所
名称
ふりがな
代表者　　印
生年月日
性別　　男・女
電話

墓地等の経営の許可を受けたいので、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第４条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">墓地等の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">墓地等の所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="5">墓　地　・　納骨堂　・　火葬場</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">施設等の概要</td><td>墓　地</td><td>地目</td><td colspan="2">区域面積　㎡
(敷地面積　㎡)</td><td>区画数</td></tr>
<tr><td rowspan="3">納骨堂
・
火葬場</td><td>敷地</td><td>地目</td><td colspan="2">面積　㎡</td></tr>
<tr><td>建物</td><td>構造</td><td colspan="2">建築面積　㎡
延床面積　㎡</td></tr>
<tr><td>炉数</td><td>基</td><td colspan="2">焼骨収蔵数　基</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事着手
予定年月日</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">工事完了
予定年月日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理者</td><td>氏　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

注　暴力団を利することとならないことの確認のため、申請内容について、警察署に照会する等の調査をする場合があります。

様式第２号（第４条関係）

墓地等変更許可申請書

年　　月　　日

糸島市長　様

申請者　住所

氏名　　印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話

墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設変更の許可を受けたいので、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第４条第２項の規定により、下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td>墓地等の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>墓地等の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">墓　地　・　納骨堂　・　火葬場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td colspan="2">変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事着手
予定年月日</td><td></td><td>工事完了
予定年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第３号（第５条関係）

墓地等廃止許可申請書

年　　月　　日

糸島市長　様

申請者　住所

氏名　　印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話

墓地等の廃止の許可を受けたいので、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第４条第３項の規定により、下記のとおり申請します。

記

墓地等の名称	
墓地等の所在地	
区分	墓　地　・　納骨堂　・　火葬場
廃止の予定年月日	年　　月　　日

様式第４号（第６条関係）

墓地等経営許可書

第　　号
年　　月　　日

様

糸島市長

年　　月　　日付けで申請のあった下記の墓地・納骨堂・火葬場の経営について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第１項の規定により、下記のとおり許可します。

記

１　墓地等の名称

２　墓地等の所在地及び敷地面積

３　墓地にあっては、区域の面積及び墳墓の区画数

４　納骨堂又は火葬場にあっては、施設の建築面積及び延床面積

５　条件

＜審査請求等＞

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。

様式第５号（第６条関係）

墓地等変更許可書

第　　号

年　　月　　日

様

糸島市長

年　　月　　日付けで申請のあった下記の墓地・納骨堂・火葬場の変更について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第２項の規定により、下記のとおり許可します。

記

１　墓地等の名称

２　墓地等の所在地

３　変更事項

４　条件

＜審査請求等＞

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。

様式第６号（第６条関係）

墓地等廃止許可書

第　　号

年　　月　　日

様

糸島市長

年　　月　　日付けで申請のあった下記の墓地・納骨堂・火葬場の廃止について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第２項の規定により、下記のとおり許可します。

記

１　墓地等の名称

２　墓地等の所在地

３　墓地等の区域面積又は敷地面積

４　条件

＜審査請求等＞

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。

様式第７号（第６条関係）

墓地等経営不許可通知書

第　　号

年　　月　　日

様

糸島市長

年　　月　　日付けで申請のあった下記の墓地・納骨堂・火葬場の経営について、下記の理由により許可することができないので通知します。

記

１　墓地等の名称

２　墓地等の所在地

３　理由

＜審査請求等＞

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。

様式第８号（第６条関係）

墓地等変更不許可通知書

第　　号

年　　月　　日

様

糸島市長

年　　月　　日付けで申請のあった下記の墓地・納骨堂・火葬場の変更について、下記の理由により許可することができないので通知します。

記

１　墓地等の名称

２　墓地等の所在地

３　変更しようとした内容

４　理由

＜審査請求等＞

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。

様式第９号（第６条関係）

墓地等廃止不許可通知書

第　　号

年　　月　　日

様

糸島市長

年　　月　　日付けで申請のあった下記の墓地・納骨堂・火葬場の廃止について、下記の理由により許可することができないので通知します。

記

１　墓地等の名称

２　墓地等の所在地

３　理由

＜審査請求等＞

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。

様式第10号（第７条関係）

墓地等経営（変更）計画協議書

年　　月　　日

糸島市長　様

申請予定者　住所
氏名　　印
（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話

糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第６条第１項の規定により、下記のとおり協議します。

記

区　　分	墓　地　・　納骨堂　・　火葬場		
墓地等の名称			
墓地等の所在地		地目	
協議の区分	経営　・　変更		
標識の設置予定日	年　　月　　日		
説明会開催予定日	年　　月　　日		
申請予定日	年　　月　　日		
工事着手予定日	年　　月　　日		
工事完了予定日	年　　月　　日		

<table>
<tr><td rowspan="12">墓地等の施設の概要</td><td>敷地面積</td><td colspan="3">㎡</td></tr>
<tr><td>緑地面積</td><td colspan="3">㎡</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>納骨堂
㎡</td><td>火葬場
㎡</td><td>管理事務所
㎡</td></tr>
<tr><td>延床面積</td><td>納骨堂
㎡</td><td>火葬場
㎡</td><td>管理事務所
㎡</td></tr>
<tr><td>階数</td><td colspan="3">地上　　階／地下　　階</td></tr>
<tr><td rowspan="4">墓地</td><td>区画数</td><td colspan="2">区画</td></tr>
<tr><td>駐車台数</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td>緑地率</td><td colspan="2">%
（緑地面積／敷地面積×100）</td></tr>
<tr><td>土葬の有無</td><td colspan="2">あり　・　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">納骨堂</td><td>収蔵可能数</td><td colspan="2">壇</td></tr>
<tr><td>駐車台数</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td rowspan="12">既存の墓地等の施設の概要
※変更の場合のみ記入すること。</td><td>敷地面積</td><td colspan="3">㎡</td></tr>
<tr><td>緑地面積</td><td colspan="3">㎡</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>納骨堂
㎡</td><td>火葬場
㎡</td><td>管理事務所
㎡</td></tr>
<tr><td>延床面積</td><td>納骨堂
㎡</td><td>火葬場
㎡</td><td>管理事務所
㎡</td></tr>
<tr><td>階数</td><td colspan="3">地上　　階／地下　　階</td></tr>
<tr><td rowspan="4">墓地</td><td>区画数</td><td colspan="2">区画（うち　　区画使用）</td></tr>
<tr><td>駐車台数</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td>緑地率</td><td colspan="2">%
（緑地面積／敷地面積×100）</td></tr>
<tr><td>土葬の有無</td><td colspan="2">あり　・　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">納骨堂</td><td>収蔵可能数</td><td colspan="2">壇（うち　　壇使用）</td></tr>
<tr><td>駐車台数</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td colspan="4">経営（変更）の理由</td></tr>
</table>

様式第 11 号（第８条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">墓地・納骨堂・火葬場計画のお知らせ（新設・変更）</td></tr>
<tr><td colspan="2">名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の建築面積</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の延床面積</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">階数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">墳墓の区画数</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">経営者</td><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>名称</td><td></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">標識設置日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">許可申請予定日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事着手予定日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事完了予定日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">この標識は、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき設置したものです。この計画についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

所在地

名称

担当者氏名　　電話</td></tr>
</table>

様式第 12 号（第８条関係）

標識設置届出書

年　　月　　日

糸島市長　様

申請予定者　住所

氏名　　印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話

墓地等の計画の内容を記載した標識を設置したので、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第７条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

墓地等の名称	
予定地の所在地	
標識設置日	
標識に係る問合せ先	

様式第 13 号（第９条関係）

説明会報告書

年　　月　　日

糸島市長　様

申請予定者　住所

氏名　　印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話

墓地等の計画について下記のとおり説明会を開催しましたので、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第８条第２項の規定により報告します。

記

墓地等の名称	
予定地の所在地	
説明会を開催した日時及び場所	
説明者の氏名	
説明の概要	
関係住民の意見及びこれに対する回答	

様式第 14 号（第 10 条関係）

関係住民との協議結果報告書

年　　月　　日

糸島市長　様

申請予定者　住所

氏名　　印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話

墓地等の計画について、下記のとおり関係住民と協議を行いましたので、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第９条第３項の規定により報告します。

記

墓地等の名称	
予定地の所在地	
協議を行った日時及び場所	
協議を行った担当者の氏名	
協議の内容	
協議の結果	

様式第15号（第10条関係）

意見の申出がない旨の報告書

年　　月　　日

糸島市長　様

申請予定者　住所

氏名　　印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話

糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第９条第１項の規定による関係住民からの意見の申出がありませんでしたので、同条第４項の規定により報告します。

記

墓地等の名称	
予定地の所在地	
説明会を行った日時及び場所	

様式第16号（第14条関係）

墓地等工事着手届

年　　月　　日

糸島市長　様

住所
氏名　　印
（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話

墓地等の工事に着手するので、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

<table>
<tr><td colspan="2">許可年月日及び許可番号</td><td colspan="3">年　　月　　日　　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="3">墓　地　・　納骨堂　・　火葬場</td></tr>
<tr><td colspan="2">墓地等の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">墓地等の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事着手予定年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事完了予定年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工事施工業者</td><td>住　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td><td>電　話</td><td></td></tr>
</table>

様式第 17 号（第 14 条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">墓地・納骨堂・火葬場工事のお知らせ（新設・変更）</td></tr>
<tr><td colspan="2">名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の建築面積</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の延床面積</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">階数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">墳墓の区画数</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">経営者</td><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>名称</td><td></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">標識設置日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">許可日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事着手予定日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事完了予定日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">この標識は、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき設置したものです。この工事についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

所在地

名称

担当者氏名　　電話</td></tr>
</table>

様式第 18 号（第 15 条関係）

墓地等工事完了届

年　　月　　日

糸島市長　様

住所
氏名　　印
（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話

墓地等の工事が完了したので、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第15条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
区　　分	墓　地　・　納骨堂　・　火葬場
墓　地　等　の　名　称	
墓 地 等 の 所 在 地	
工 事 着 手 年 月 日	年　　月　　日
工 事 完 了 年 月 日	年　　月　　日

様式第 19 号（第 15 条関係）

墓地等工事完了検査済証

第　　号
年　　月　　日

様

糸島市長

年　　月　　日付けで工事完了の届出があった下記の工事は、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第15条第２項の規定による検査の結果、許可の内容に適合していることを証します。

記

許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
区　　分	墓　地　・　納骨堂　・　火葬場
墓　地　等　の　名　称	
墓 地 等 の 所 在 地	
検　査　年　月　日	年　　月　　日

様式第 20 号（第 17 条関係）

墓地等の名称等変更届

年　　月　　日

糸島市長　様

住所
氏名　　印
（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話

糸島市墓地等の経営等に関する条例第19条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
区　　分	墓　地　・　納骨堂　・　火葬場
墓　地　等　の　名　称	
変　更　の　内　容	
変　更　の　理　由	
変　更　年　月　日	

様式第21号（第18条関係）

みなし許可届

年　　月　　日

糸島市長　様

申請者　住所
氏名　　印
（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話

糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第20条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">所　在　地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="2">墓　地　・　火葬場</td><td colspan="3">新設　・　変更　・　廃止</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">施設の概要</td><td>墓　地</td><td>地目</td><td colspan="2">区域面積　　㎡
（敷地面積　　㎡）</td><td>区画数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">火葬場</td><td>敷地</td><td>地目</td><td colspan="2">面積　　㎡</td></tr>
<tr><td>建物</td><td>構造</td><td>建築面積　㎡
延床面積　㎡</td><td>炉数　　基</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td colspan="3">変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理者</td><td>氏　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

様式第22号（第19条関係）

（表）

8センチメートル

6センチメートル

第　　号

身　分　証　明　書

写

真

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例第21条第１項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。

年　　月　　日

糸島市長

（裏）

糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例の抜粋

（報告及び立入検査）

第21条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、墓地等の経営者に対し、墓地等の経営に関する報告を求め、又は当該職員に、墓地等に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させること（以下「立入検査」という。）ができる。

２　立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

３　立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。